

議発第1号

甲賀市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和8年3月4日

提出者 甲賀市議会

議会運営副委員長 小 倉 剛

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

甲賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲賀市議会委員会条例（平成16年甲賀市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「市長公室、総合政策部」に改め、同項第2号中「環境衛生、環境保全及び廃棄物処理に関する事項並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進に関する事項を除く。」を「市民課、保険年金課及び人権推進課に関する事項」に改め、同項第3号中「建設部」の次に「、都市政策部」を加え、「環境衛生、環境保全及び廃棄物処理に関する事項並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進に関する事項に限る。」を「生活環境課及び環境未来都市推進課に関する事項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p>市長公室、総合政策部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 8人</p> <p>市民環境部(市民課、保険年金課及び人権推進課に関する事項 _____)、健康福祉部、こども政策部及び教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 8人</p> <p>産業経済部、建設部、都市政策部、上下水道部、農業委員会及び市民環境部(生活環境課及び環境未来都市推進課に関する事項 _____)に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>付 則</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p>総合政策部_____)、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 厚生文教常任委員会 8人</p> <p>市民環境部(環境衛生、環境保全及び廃棄物処理に関する事項並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進に関する事項を除く。)、健康福祉部、こども政策部及び教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 8人</p> <p>産業経済部、建設部_____)、上下水道部、農業委員会及び市民環境部(環境衛生、環境保全及び廃棄物処理に関する事項並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進に関する事項に限る。))に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>

この条例は、令和8年4月1日から施行する。